



神奈川県理学療法士会

# (公社)神奈川県理学療法士会 事務局 災害対策部

(公社)神奈川県理学療法士会  
令和8年新人オリエンテーション



11 住み続けられる  
まちづくりを





災害時における理学療法士の役割

# 災害リハビリテーションとは

被災者・要配慮者などの災害関連死や生活不活発(廃用症候群)等を防ぐために、リハビリテーション医学・医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、被災者・要配慮者などの早期自立生活の再建、復興を支援する活動の全てをいう。

(一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会:JRAT,2019)

国内における取り組み

## 国土強靱化年次計画2025 令和7年6月

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○各都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置等により、災害時の福祉支援体制の整備を進める。

○避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。

避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。

○ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。

# 災害リハビリテーション支援とは(※)



公衆衛生支援  
健康支援  
回復支援  
生活環境支援



## 対象 = 要配慮者とは (旧称:災害時要配慮者)

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等「ひとりでは災害に対する備えや、災害時に避難行動などが困難で、被害を受けやすい障害者や高齢者、特殊な病気の方など、日頃から周りの支援や手助けを必要としている人」



C (Child)	子供
H (Handicapped person)	障がいを持った人
E (Elderly People)	老人
C (Chronically ill)	慢性疾患(透析・糖尿病etc)
T (Tourist)	旅行者(外国人を含む)
P (Pregnant)	妊婦

下田栄次,災害時における避難所の環境調整,標準理学療法学専門分野日常生活活動学・生活環境学(第7版)より一部改変

「災害時要配慮者」から「要配慮者」への呼称変更と対象の明確化(令和7年6月)  
改正前は「高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者」とされていた対象が、改正後は「高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)」と定義され、乳幼児が明確に追加された。

# 災害関連死と生活不活発病

## 災害関連死

避難生活中的ストレスや環境の変化により発症した疾患等により死亡すること

- ・車中泊環境下でのエコノミークラス症候群（DVT）
- ・地震のショックによる急性心筋梗塞

→対策：「生活不活発病」の予防が重要

避難所、損壊した自宅、車中泊、応急仮設住宅など、避難生活の形は、多様で、その環境も大きく変化する。

理学療法士は、それぞれの場面で「活動性を上げる環境づくり」

「活動する起点となるきっかけづくり」を他職種と連携して行い、被災者の健康と生活を支援する役割を担う。



神奈川県理学療法士会

# (公社)神奈川県理学療法士会 事務局 災害対策部

Kanagawa Physical Therapy Association Department of disaster measures

Smile for Japan その時 私たちにはできることがあります



facebook®

[https://www.facebook.com/  
pages/Kanagawa-Physical-Therapy-Association](https://www.facebook.com/pages/Kanagawa-Physical-Therapy-Association)

HP

<http://pt-kanagawa-saigai.com/>

# 会 員

## □会員向けサービスの充実

- 地域での会員ネットワークの強化  
顔の見える、声の聞こえる関係づくり
- 会員が必要とする地域の情報の共有
- 市町村からの依頼に対する迅速な対応
- 郡市医師会など地域の諸団体との連携強化
- 地域での勉強会の活性化
- 業務支援（患者情報のスムーズな流れ）・就労支援
- 災害時の被災会員支援



神奈川県理学療法士会

## 災害対策部の 役割

# 県 民

## □理学療法士によるサービス提供の充実

- 地域全体で住民を支える急性期より人生の幕引きまでのシームレスな患者対応
- 地域包括ケアシステムでのサービス提供
- 災害時の避難者の二次的障害予防活動
- 安心して暮らせる生活支援（スポーツ含む）

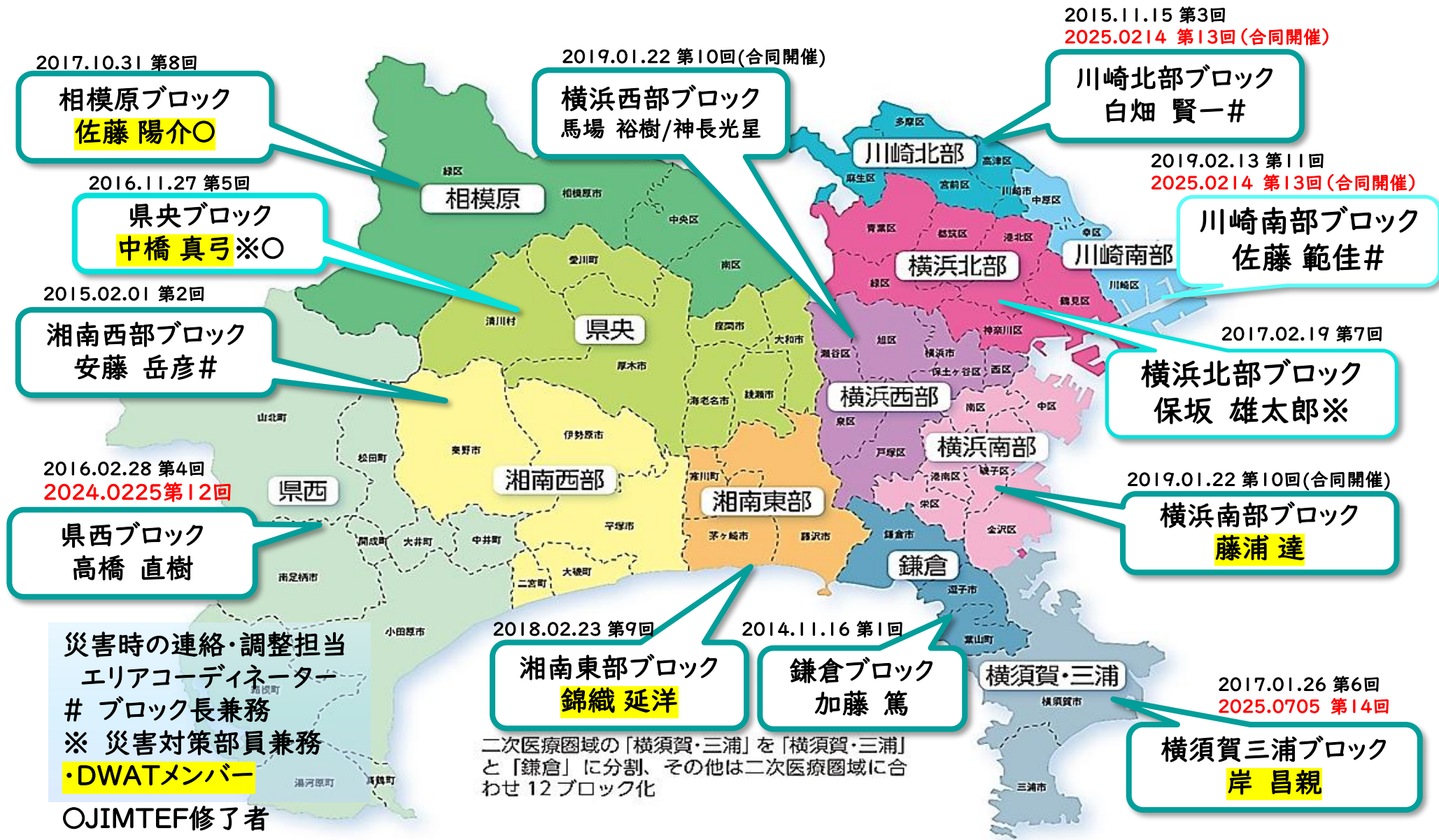


# (公社)神奈川県理学療法士会 災害対策部

Kanagawa Physical Therapy Association Department of disaster measures

- ・災害時支援活動基本指針(ガイドライン) 災害対策本部規定 各種規定の作成
- ・災害対策委員会HP・Facebookページの運用 広報および災害時の情報提供
- ・研修会・勉強会の開催 1) 災害対策研修会 2) 災害対策キャラバン 3) 講師派遣事業
- ・2次医療圏域+α 災害時の連絡・調整担当(エリアコーディネーター)の選出



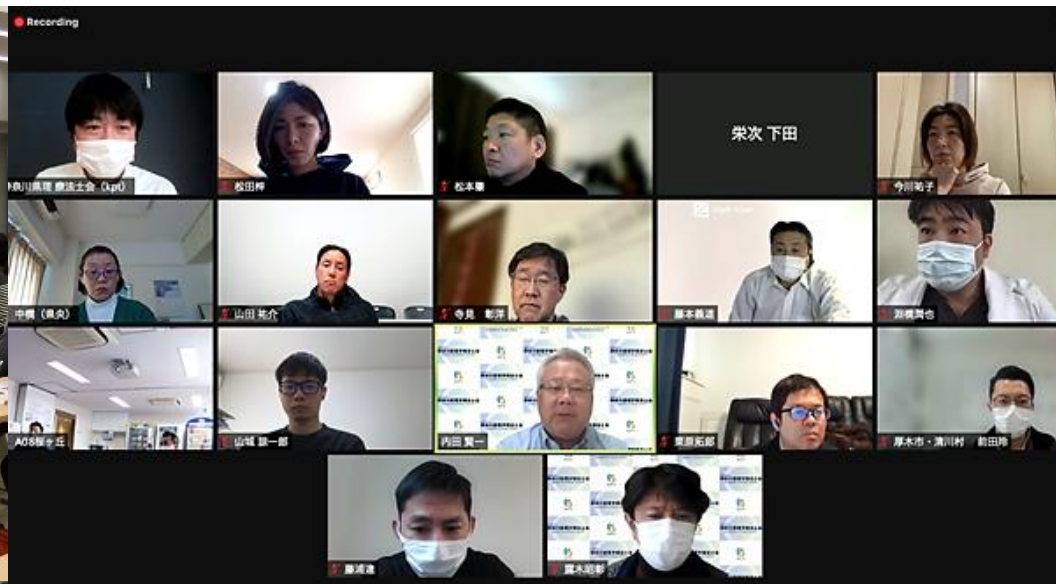




神奈川県理学療法士会

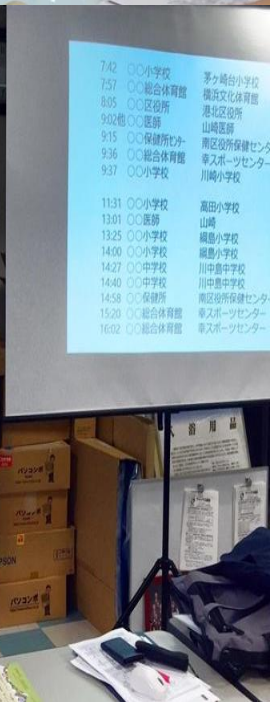
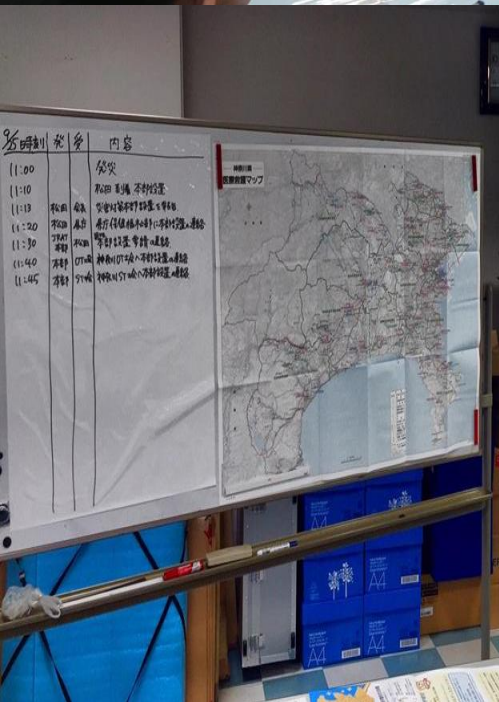
# 災害対策研修会(年1回)

## 避難所生活環境改善に向けた保健医療福祉の支援と理学療法士との連携について



# 災害対策本部立ち上げ演習 (ロジスティクス研修)

災害対策本部におけるロジスティクスの役割と  
行政や災害医療チームとの情報共有や連携について



災害対応に関する多職種連携

## 神奈川県DWAT(災害派遣福祉チーム)に参画

神奈川県福祉子どもみらい局地域福祉課との災害時における支援に関する協定を締結

災害の発生に備え、神奈川県と関係団体等が協働し、大規模災害時における高齢者や障がい者など、特に配慮を要する者(災害時要配慮者)支援として設置された。



DWAT登録員33名  
(うち災害対策部員14名)

2025年度 5名受講  
先遣隊5名 チームリーダー6名

### 【構成団体】

- 神奈川県介護支援専門員協会
- 神奈川県介護福祉士会
- 神奈川県高齢者福祉施設協議会
- 神奈川県社会福祉協議会
- 神奈川県社会福祉士会
- 神奈川県身体障害施設協会
- 神奈川県知的障害福祉協会
- 神奈川県理学療法士会
- 神奈川県老人保健施設協会
- 相模原市高齢者福祉施設協議会
- 横浜市福祉事業経営者会
- 神奈川県作業療法士会
- 神奈川県言語聴覚士会

DWAT: Disaster Welfare Assistance Team

災害対応に関する行政との連携 災害支援ネットワークの構築

## 平塚市との災害時支援協定の締結

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定を締結（神奈川県内初：2021年度）

リハビリテーション支援活動では、平塚市に地震などの災害が発生した場合に、公益社団法人神奈川県理学療法士会から人材を派遣し、避難所等の改善に関する対応および提案や、要配慮者のリハビリテーション適応に対する評価と情報収集および助言（福祉避難所への搬送適応に関する情報収集を含む）等を行います。

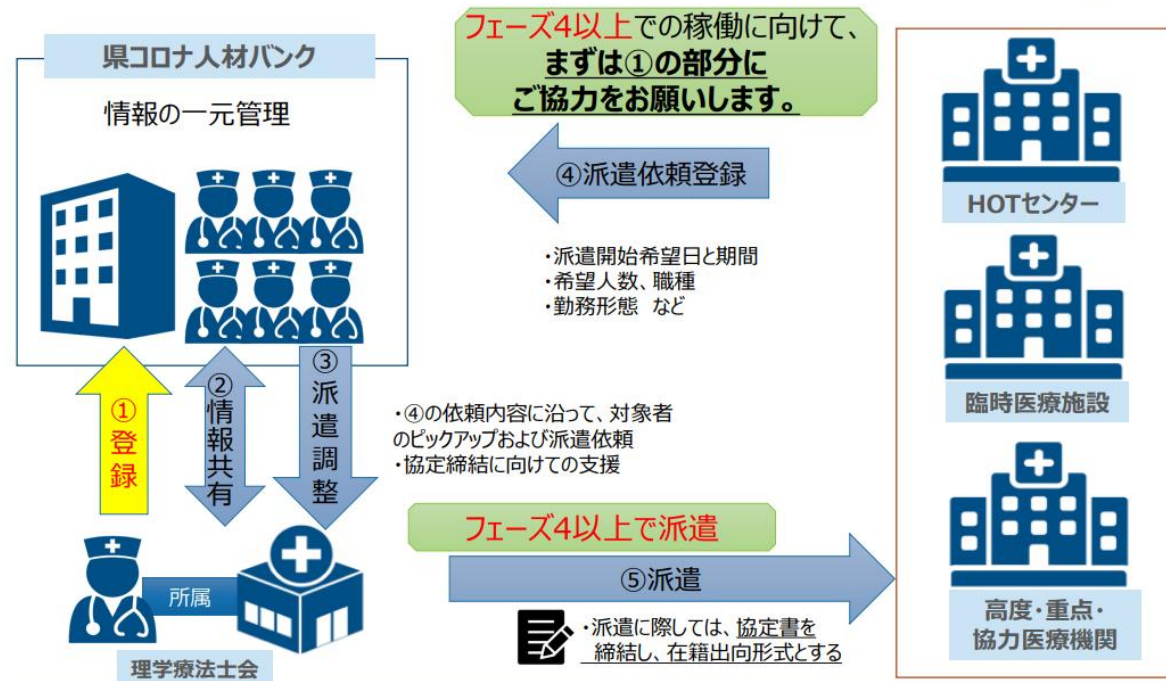
[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/press/page02\\_e00001\\_01264.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/press/page02_e00001_01264.html)



# 大規模災害時の派遣を視野に入れたCOVID-19感染拡大期に向けた保健医療提供体制の構築 コロナ医療人材バンクへの参画 県医療危機対策本部室災害医療グループ

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に備え、感染症に対応可能な医療人材の確保・配置転換を行う仕組み(人材バンク)を構築をしており、県が支援を要請できる医療従事者を人材バンクとしてリスト化し、感染急拡大期に県内のコロナ受入医療機関等への派遣を行う取組を行っています。課題解決には、早期のリハビリテーション介入による身体機能維持、回復のための仕組みづくりが必要です。

## 現在の人材バンクの全体概要イメージについて



## 《令和6年能登半島地震 本会からの派遣状況》

JIMTEFベーシック・アドバンスコース修了者, 神奈川DWAT登録メンバーを選出

2024.01.05-03.31 部員のべ11名を派遣

場所: JRAT中央対策本部、石川JRAT本部、能登中部保健医療福祉調整本部、輪島市

役割: 各地の保健医療福祉調整本部と現地災害対策本部の支援

避難所巡回支援調整(七尾市・志賀町・輪島市・珠洲市)

《1月》 1/5, 1/6-8, 11-12, 22-24, 25-27

JPTA災害対策本部 JRAT中央対策本部(東京本部)

《2月》 1/29-2/2, 2/5-7, 10-11, 11-12, 12-13

石川JRAT本部 能登中部保健医療福祉調整本部(石川JRAT活動本部)

石川県庁 JRAT中央対策本部(東京本部)

《3月》 3/16-21, 3/24-29

神奈川DWAT 輪島市 第1クール, 第3クール

## 《2024年能登半島地震》

災害リハビリテーション支援として

- ・避難所・福祉避難所、応急仮設住宅内の生活環境調整
- ・仮設トイレの環境調整 動線確認・段差解消
- ・仮設住宅の居室・浴室環境の確認・調整など

を実施しています。



「災害関係法の大型改正」(2025年2月14日)

「災害対策基本法」「災害救助法」など6法案の改正が決定

→被災者に対する福祉的支援等の充実 「福祉サービスの提供」追記  
広域避難の円滑化 防災DX・備蓄の推進 トイレは最重要課題

## トピックス 2

### 災害関係法の大型改正

2025年2月14日の閣議で、政府は防災体制強化のため、「災害対策基本法」「災害救助法」など6法案の改正を決定しました。被災者に対する福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、防災DX・備蓄の推進、トイレの確保が重要な課題となっています。



内閣官房  
「国土強靱化  
年次計画2024(案)」



内閣府  
「避難所運営ガイドライン  
(令和6年12月改訂版)」より  
自治体向けの避難所に関する  
取扱指針・ガイドラインの  
改定について



内閣府  
「避難所運営ガイドライン  
(令和6年12月改訂版)」より  
災害対策基本法等※の  
一部を改正する法律案の概要

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、  
大規模地震対策法、内閣府設置法

日本理学療法士協会 会報誌JPTA NEWS 355(6月号)特集 「災害支援は、あなたの一歩から」より一部改変

福祉サービスを提供するうえで、日常的に福祉支援を必要としている要配慮者を支えているケアマネジャー、社会福祉士・保健師・介護認定調査員等が災害時に支援活動が展開できる体制が重要

## PT・OT・STの災害対応力の制度的裏付け

PT・OT・STの災害対応は、単なる任意参加ではなく、公的な災害対応体制における役割として制度的に位置づけられた。

内閣総理大臣の指示および都道府県知事の要請に基づき、以下の業務に従事する正当性が与えられる。(支援活動例)

- ・災害救助(医療)への従事
- ・医療機関への応援派遣(支援者支援)
- ・避難所での生活支援(身体機能維持・二次障害予防)

👉 専門職としての活動は、法的・制度的に担保されています。

### 災害救助法施行令

<該当箇所:災害救助法施行令(医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)第四条>



(公社)神奈川県理学療法士会 事務局 災害対策部  
県民や行政の期待に沿えるような災害支援ネットワークを構築していくために

**Mail: [saigaitaisaku@pt-kanagawa.or.jp](mailto:saigaitaisaku@pt-kanagawa.or.jp)**